アルティメット択一問題集の解説につきまして　お詫びと訂正

ＬＥＣ東京リーガルマインドをご利用いただきましてありがとうございます。
2016年度の『**アルティメット択一問題集**』の解説を、以下のように訂正いたしました。

GU16404　アルティメット択一問題集【行政法Ⅰ　総論・手続法】

（p.111）問題36　肢３　解説

そのとおり。直接強**罰**とは、義務の不履行を前提とし、直接義務者の身体または財産に

↓（訂正）

そのとおり。直接強**制**とは、義務の不履行を前提とし、直接義務者の身体または財産に

（p.113）問題37　肢１　解説

代執行法２条)。したがって、代執行は、他の手段によって**は**履行の確保が**困難**であると

↓（訂正）　↓（訂正）

代執行法２条)。したがって、代執行は、他の手段によって履行の確保が**容易**であると

（p.115）問題38（エ）解説

エ　誤（**1**）

↓（訂正）

エ　誤（**2**）

（p.129）問題45　解説（正解番号）

正解　**1**

↓（訂正）

正解　**3**

（p.141）問題50（ウ）解説

ウ　誤（**1**）
行政契約違反に対する罰則を当該**契約**中に定めることは、罪刑法定主義（憲法31条）

↓（訂正）　↓（訂正）

ウ　誤（**2**）
行政契約違反に対する罰則を当該**条例**中に定めることは、罪刑法定主義（憲法31条）

GU16405　アルティメット択一問題集【行政法Ⅱ　救済法・地方自治法】

（p.231）問題92（イ）解説

れを変更すべき旨を命ずる措置をとり、②「処分庁**以外の**審査庁」は、**当該処分庁に対し、当該事実上の行為の全部もしくは一部を撤廃し、またはこれを変更すべき旨を命ず**

↓（訂正）　↓（訂正）

れを変更すべき旨を命ずる措置をとり、②「処分庁**である**審査庁」は、**当該事実上の行為の全部もしくは一部を撤廃し、またはこれを変更す**

（p.313）問題121（ウ）解説

が違法で**ある**ことについて既判力が生じた場合、原告は国家賠償請求訴訟において当該

↓（訂正）

が違法で**ない**ことについて既判力が生じた場合、原告は国家賠償請求訴訟において当該

ご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。どうぞよろしくお願いします。

2016年８月31日　ＬＥＣ東京リーガルマインド　行政書士試験部

0 000721 164104

GU16410